

㊦ 特別対策等なしで算定した場合

【政令どおりの場合の保険料率等】

	H28・29年度	H30・31年度	増減	増減率
均等割額	42,400円	48,400円	6,000円	14.2%
所得割率	9.07%	10.69%	1.62ポイント	17.9%
一人当たり 平均保険料額	95,492円	109,184円	13,692円	14.3%

保険料率算定時の設定条件

- 被保険者数は、国の人口推計等をもとに、平成30年度を「152.8万人」、平成31年度を「156.8万人」と推計した。
- 一人当たり医療給付費の伸び率は、過去の伸び率から「1.19%」と推計した。
- 後期高齢者負担率は、過去の伸び率を勘案し「11.24%」とした。
- 調整交付金算定に用いる所得係数は、過去の推移を勘案し、「1.64」と見込んだ。このため、均等割額と所得割額の賦課割合は「37.88：62.12」となる。
- 被保険者の所得は、平成29年6月の確定賦課時点の所得を基とし、所得の伸び率を過去の伸び率から2年間で「-2.6%」とした。
- 国の保険料軽減特例については、現在公表されている見直し内容によった。
- 診療報酬改定は、現時点では見込んでいない。

今後想定される保険料率の増減要因

- 一人当たり医療給付費の伸び
- 診療報酬改定
- 後期高齢者負担率の変更
- 調整交付金算定に用いる所得係数等の変更
- 財政安定化基金の活用・剰余金の繰入れ

㊦ 特別対策等を継続する場合

【次の特別対策等を継続する場合の保険料率等】

4項目の特別対策	計215億円	区市町村負担金合計 219億円(2か年分)
・葬祭事業	約80億円	
・審査支払手数料	約63億円	
・財政安定化基金拠出金	0億円	
・保険料未収金補填	約72億円	
所得割額独自軽減	約4億円	

	H28・29年度	H30・31年度	増減	増減率
均等割額	42,400円	45,700円	3,300円	7.8%
所得割率	9.07%	9.88%	0.81ポイント	8.9%
一人当たり 平均保険料額	95,492円	103,046円	7,554円	7.9%

保険料率改定スケジュール

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
事務局	検討案	→			算定案	→		最終案	改正準備
協議会等		協議会①			協議会②			協議会③	
議会			説明			説明		定例会	

平成30・31年度保険料率(検討案)と過去の保険料率等比較表

保険期間		平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30・31年度(検討案)						
条 件		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		政令どおり算定 (一般財源を投入しない)	4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入(2年間実施)		
保険料率		均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
		40,100円	8.19%	42,200円	8.98%	42,400円	9.07%	48,400円	10.69%	45,700円	9.88%
前期比増減		2,300円	0.62ポイント	2,100円	0.79ポイント	200円	0.09ポイント	6,000円	1.62ポイント	3,300円	0.81ポイント
区市町村負担額(2年分)		約206億円 【特別対策合計203億円+所得割軽減3億】		約204億円 【特別対策合計201億円+所得割軽減3.4億】		約202億円 【特別対策合計199億円+所得割軽減3.4億】		0円		約219億円 【特別対策合計215億円+所得割軽減4億】	
平均保険料額		92,980円 (実績)		96,896円 (実績)		95,492円 (平成28年1月最終案)		109,184円		103,046円	
対前期比		7.4%		4.2%		-1.4%		14.3%		7.9%	
収入額別保険料額※1	単身	80万円	4,000円	4,200円(200円)	4,200円(0円)	4,800円(600円)	4,500円(300円)				
		168万円	6,000円	6,300円(300円)	6,300円(0円)	23,200円(16,900円)	14,200円(7,900円)				
		173万円	36,100円	25,500円(-10,600円)	25,700円(200円)	45,500円(19,800円)	37,600円(11,900円)				
		211万円	63,800円	59,800円(-4,000円)	60,200円(400円)	100,700円(40,500円)	93,800円(33,600円)				
	2人世帯	192.5万円	56,200円	59,900円(3,700円)	60,300円(400円)	90,600円(30,300円)	84,600円(24,300円)				
		211万円	87,800円	68,200円(-19,600円)	68,700円(500円)	110,400円(41,700円)	102,900円(34,200円)				
保険料算入経費の構成図(金額は2年分)		<p style="font-size: small;">賦課総額 2,842億円</p>		<p style="font-size: small;">賦課総額 3,155億円</p>		<p style="font-size: small;">賦課総額 3,274億円</p>		<p style="font-size: small;">賦課総額 3,956億円</p>		<p style="font-size: small;">賦課総額 3,738億円</p>	
賦課限度額		55万円		57万円		57万円		57万円		57万円	
限度額到達所得※3		6,226,000円		5,878,000円		5,817,000円		4,879,000円		5,307,000円	
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・前期と同様に特別対策4項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・保険料抑制のため、財政安定化基金の通常積立に加え、基金の積み増しを行ったうえ、基金約206億円を取り崩すこととした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金の残額が十分に見込めたため、財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・保険料抑制のため、基金145億円を取り崩すこととした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金の残額が十分に見込めたため、財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入することとした。 ・剰余金84億円のほか、保険料抑制のため、財政安定化基金145億円を充当することとした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・特別対策4項目と所得割額軽減策に一般財源を投入せず、政令どおり保険料で賄うため、区市町村負担はない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金の残額が十分に見込めるため、財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入する。 	

※1: 収入額は本人の年金収入、2人世帯は、本人の年金収入と配偶者の年金収入80万円の場合を想定。()は対前期比。

※2: 調整交付金交付調整分とは、普通調整交付金の減額調整分を補填するため保険料算入経費となる分。

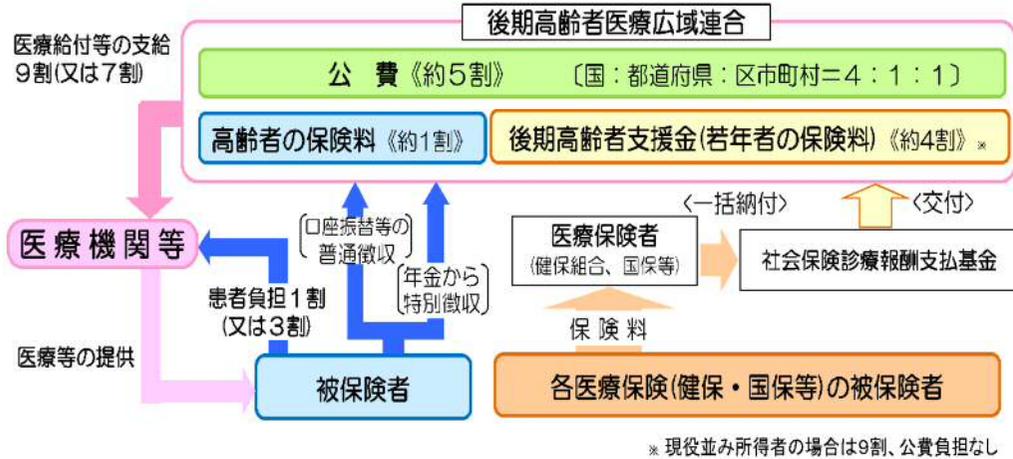
※3: 賦課限度額に到達する賦課のもととなる所得金額。

後期高齢者医療制度の仕組みと保険料率等の概要

参考資料

平成 29 年 8 月 30・31 日
東京都後期高齢者医療広域連合

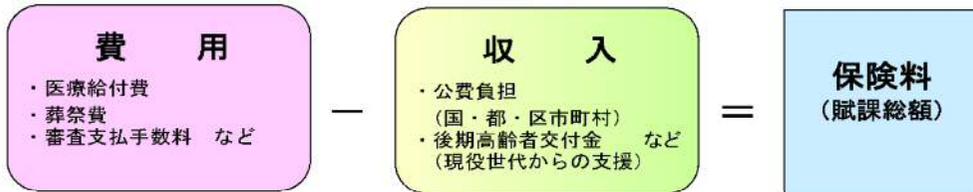
1 後期高齢者医療制度の仕組み



2 費用負担の構成

- 後期高齢者医療の財源構成は、一般の場合は、患者負担（1割）を除き、高齢世代が約1割、現役世代が約4割、公費が約5割となっている。また、現役並み所得者については、患者負担（3割）を除き、高齢世代が約1割、現役世代が約9割となっている。
- 高齢世代の負担割合は、後期高齢者負担率によって定められており、平成20年度の10%を起点として、人口が減少する現役世代の負担の増加に配慮し、2年ごとに「現役世代人口の減少」による現役世代一人当たりの負担分を、高齢者と現役世代で折半し、段階的に引き上げる仕組みになっている。（平成20・21年度 10.00%→平成28・29年度 10.99%）

3 保険料率の算出方法（2年間の保険財政期間で算出）

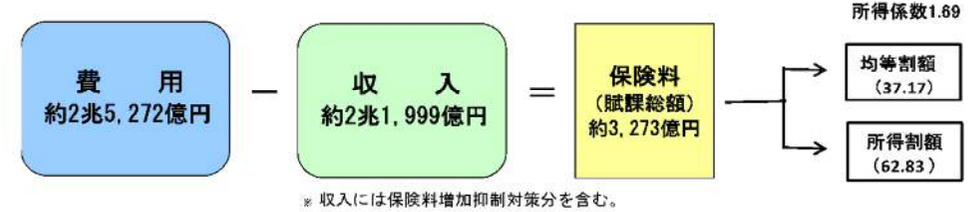


賦課総額を所得係数[※]により均等割分と所得割分に按分し、均等割額と所得割率を算出

$$\begin{aligned} \text{均等割分} &\div \text{被保険者数見込み} = \text{均等割額} \\ \text{所得割分} &\div \text{総所得金額 (限度額超過分を除く)} = \text{所得割率} \end{aligned}$$

※ 所得係数
= 当該広域連合の被保険者一人当たりの旧ただし書き所得 / 全国の被保険者一人当たりの旧ただし書き所得

4 平成28・29年度保険料率の算出【2年間】



5 平成28・29年度の保険料率等

	増加抑制対策 [※] の実施			〈参考〉政令どおり（増加抑制対策 [※] を実施せず）	
	平成26・27年度	平成28・29年度	増減	平成28・29年度	増減
均等割額	42,200 円	42,400 円	200 円	46,900 円	4,700 円
所得割率	8.98%	9.07%	0.09ポイント	10.46%	1.48ポイント
一人当たり平均保険料額 (平成27年11月実績)	96,896 円	95,492 円	-1,404 円	105,839 円	8,943 円

※ 増加抑制対策：(1)4項目の特別対策^① 葬祭事業^② 審査支払手数料^③ 財政安定化基金拠出金^④ 保険料未収金補填
(2)財政安定化基金の活用 (3)保険料所得割額の独自軽減

〈参考〉平成28・29年度の保険料率等の比較（厚生労働省資料）

	保険料率（年額・率）		年金収入別の保険料額の例（月額）		
	全国	東京都（順位）	全国	東京都（順位）	
均等割額	45,289 円	42,400 円 (35位)	基礎年金受給者 (年金収入78万円)	377 円	350 円 (32位)
所得割率	9.09%	9.07% (20位)		平均的な 厚生年金受給者 (年金収入188万円)	3,213 円
被保険者一人当たり 平均保険料額	67,908 円	95,492 円 (1位)			

※ 厚労省資料の平均保険料月額を年額換算した。